公財全防連規則 第 12 号制定 平成18年 5月31日 改正 令和 2年 3月17日

## 役員退職金規則

(総則)

第1条 公益財団法人全国防犯協会連合会(以下「連合会」という。)の役員(有給の役員をいう。以下同じ。)に対する退職金については、この規則の定めるところによる。

(退職金の支給)

- 第2条 退職金は、役員が退職した場合にその者(死亡による退職の場合は、その遺族) に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、退職金を支給しない。
  - (1) 在職期間が1年に満たない者
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるに適しない事由により解任された者
  - (3) その他連合会に重大な損失を生じさせたこと等の事由により理事会が退職金を 支給しないことを議決した者

(退職金の額)

- 第3条 役員に対する退職金の額は、退職の日におけるその者の年俸額を、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年4月3日法律第95号)第19条の8に規定する期末特別手当の年間支給率に100分の1,200を加えた数で除して得た額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 在職期間が1年以上5年未満の場合は、1年につき100分の100
  - (2) 在職期間が5年以上の場合は、1年につき100分の110
- 2 前項の額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(在職期間の計算等)

- 第4条 在職期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 役員が任期満了の後再び役員に選任された場合は、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとする。

附則

- 1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 役員の在職期間は、この規程の施行期日にかかわらず当該役員が連合会の役員に就任した月をもって起算する。
- 3 財団法人全国防犯協会連合会専務理事および事務局長以下事務局職員(以下「事務局職員等」という)の退職金支給規程(昭和41年6月2日全防連規程第4号)は廃止する。

附則

令和2年3月17日、この規則を、公財全防連規則第12号 役員退職金規則に改める。